



不良債権処理を積極的にすすめ、資産の健全化を図っています。

■信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権

当金庫は、「信用金庫法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（金融再生法）に基づき、対象資産の査定を厳正に行っております。

今後とも、お客様からの厚い信頼にお応えできるように、自己資本の充実に努め、将来の貸し倒れに備えて適正な引当金を計上し、経営の健全性維持に取り組んでまいります。

(単位:百万円、%)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等 による 回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2021年度	5	5	5	-	100.00	-
	2022年度	24	24	23	0	100.00	100.00
危険債権	2021年度	200	185	149	35	92.35	69.98
	2022年度	207	191	155	36	92.40	69.98
要管理債権	2021年度	36	10	-	10	30.00	30.00
	2022年度	829	511	263	247	61.61	43.73
三月以上延滞債権	2021年度	-	-	-	-	-	-
	2022年度	-	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	2021年度	36	10	-	10	30.00	30.00
	2022年度	829	511	263	247	61.61	43.73
小 計 (A)	2021年度	242	201	154	46	83.11	53.28
	2022年度	1,061	727	442	285	68.51	46.02
正常債権 (B)	2021年度	171,701					
	2022年度	174,342					
総 与 信 残 高 (A) + (B)	2021年度	171,944					
	2022年度	175,404					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申し立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権 (B)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額 (c)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金 (d)」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

■信用金庫法及び金融再生法上の不良債権額と不良債権比率の推移



2022年度における信用金庫法及び金融再生法に基づく不良債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権・危険債権・要管理債権）の合計額は、1,061百万円であります。

このうち担保、保証等により442百万円、貸倒引当金により285百万円の合計727百万円が保全されております。

